

障発0407第20号  
令和8年4月7日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について

標記について、障害者自立支援機器の製品化及び普及の促進を図ることを目的とし、今般、別紙1のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」を、別紙2のとおり「障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業実施要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、令和7年3月31日障発0331第12号「障害者自立支援機器等開発促進事業等の実施について」は廃止する。

## 別紙 1

### 障害者自立支援機器等開発促進事業 実施要綱

#### 1 事業の目的

本事業は、障害者等の自立や社会参加の促進の観点から、開発機関が障害者等及び医療福祉専門職等と連携して支援機器を開発する取組に補助を行い、障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進することを目的とする。

#### 2 実施主体

支援機器の開発機関であり、障害者自立支援機器等開発促進事業公募要項「3 応募資格及び条件」に掲げる要件を満たす団体。

#### 3 対象事業

##### (1) テーマ設定型事業

次の①から⑧までに掲げるテーマのいずれかに該当する支援機器を開発する事業。

- ① 日常生活を支援する機器
- ② コミュニケーションを支援する機器
- ③ レクリエーション活動を支援する機器
- ④ 就労を支援する機器
- ⑤ 障害者等の支援をより行いやすくする支援機器
- ⑥ ロボット技術を活用した支援機器
- ⑦ 脳科学の成果（研究段階のものを除く。）を応用した支援機器
- ⑧ その他、障害者等の自立と社会参加を支援する機器

##### (2) 製品種目特定型事業

(1) とは別に、障害者等のニーズが高いものとして、次の①から④に定める製品種目に該当する支援機器を開発する事業。

なお、製品種目特定型事業として応募した場合、申請の内容を踏まえて、テーマ設定型事業へ変更を求める場合があるため、留意すること。

- ① 盲ろう者が在宅で日常生活関連活動を円滑に行えるよう支援する機器
- ② 障害児・者のスポーツ活動への参加を支援する機器
- ③ 発達障害児・者の日常生活を支援する自助具
- ④ 知的障害者や精神障害者が自ら管理しつつ、支援者にも必要な情報を共有できる機器

##### (3) 指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第

63号) 第34条の11第1項及び第2項の規定に基づく「指定補助金等の交付に関する指針」(以下「指針」という。)によりフェーズ1を終了した事業のうち、ステージゲート審査を通過した事業。

#### 4 開発機関の責務

開発機関は、事業の実施及び事業実施後の支援機器の製品化及びそれに伴う販売等に関し、次の責務を有すること。

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室(以下「自立支援振興室」という。)と緊密な連携を図るとともに、その指示に従うこと。
- (2) 事業実施年度において、少なくとも1回は、本通知別紙2の4の(1)③に定める交流会に参加すること。また、より多くの支援機器の使用者として想定される障害者等や医療福祉専門職等の意見を聴く機会を確保するため、地域で開催される福祉機器の展示会等に積極的に参加するよう努めること。
- (3) モニター評価の結果及びその結果を踏まえた改良開発の内容について記録し、自立支援振興室の求めがあった場合、内容を報告すること。
- (4) 支援機器の開発にあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月23日年文部科学省・厚生労働省・経済産業省)等の研究に係る指針等を遵守し、モニター評価を実施する際は、倫理審査が不要とされる場合を除き、あらかじめ、開発機関または大学、病院、障害者施設、日本生活支援工学会等による倫理審査を受け承認を得ること。
- (5) 開発が事業計画に基づき円滑に進むよう進捗状況を管理し、事業計画の内容から2か月以上の遅れが生じた場合、遅延の理由及び今後講じる措置について自立支援振興室に報告すること。また、故意にこの報告を怠った場合及び今後講じる措置の内容が十分でないと思われる場合は、事業の中止又は廃止を指示することがあること。
- (6) 開発状況の報告等を求められた際は、3の(1)及び(2)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される障害者自立支援機器等開発評価委員会(以下「開発評価委員会」という。)から、3の(3)については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長が委嘱した指針に基づくプログラムマネージャー(以下「PM」という。)からの指導及び助言に従うこと。
- (7) 事業実施年度の終了後においても、開発機器の製品化及び更なる改良開発に努めるとともに、その後の状況に関して、自立支援振興室が行う調査又は報告の求めに対し協力すること。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、本事業に係る補助金の交付を受けた際に付された条件を遵守すること。

## 5 報告等

### (1) 事業実績報告及び成果報告書の提出

- ① 開発機関は、当該年度における事業の実績について、翌年度の4月20日（厚生労働大臣から事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに交付要綱に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- ② 開発機関は、計画の最終年度に事業全体の成果報告書をまとめ、厚生労働大臣へ提出するとともに、翌年度の6月末日までに、予め自立支援振興室に報告の上、提出しなければならない。なお、事業の実施が複数年度にわたる場合において、開発機関は、事業実施の初年度から当該年度までの事業の実績を一体的に整理した成果報告書を提出しなければならない。
- ③ 成果報告書とあわせて、知的財産権の出願・登録状況、倫理審査申請書類一式、倫理審査結果のほか、展示会等への出展実績について記載し、書籍・論文・雑誌等での公表や、開発成果に関する刊行物等があれば添付すること。

また、当該報告書のうち開発要旨については、厚生労働省のホームページに掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出すること。

### (2) 製品化状況等報告の提出

開発機関は、事業終了年度における3月31日の翌日を含む開発機関が定める事業年度以降5年度に係るそれぞれの事業年度における決算が確定した日（当該日に実際の事業終了年度における補助金の額の確定がなされていない場合は当該補助金の額の確定に係る通知を受理した日）から起算して30日を経過した日までに別に示す製品化状況等報告書を提出しなければならない。

### (3) 収益納付

(2)の報告の内容において、次の①及び②に該当し、③に該当しないときは、開発機関が補助金による開発の成果によって相当の収益を得たものと認めるものとする。この場合において、開発機関は、当該収益のうち交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を、厚生労働省からの指示に従い国庫に納付しなければならない。

国庫への納付金（以下「収益納付金」という。）の上限額は、交付した補助金の確定額又は当該補助金の額が補助率2分の1で計算されていない場合、確定額を元に補助率が2分の1であったものと仮定して算出した額（以下「収益納付上限額」という。）とし、事業の実施期間が複数年度にわたる場合は当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。

なお、収益納付金は、事業の実施期間が複数年度にわたる場合、まずは補助初年度に対する納付として充当し、納付された収益納付金の合計が当該年度の収益納付上限額に達した場合は、上限を超えた額を次年度以降の分に順次充当するものとする。

- ① 開発機関が、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）であること。

- ② 開発機器の販売等による営業利益に相当する額が、収益納付上限額を5で除した額の100分の1を超えていること。なお、この計算時において、事業の実施期間が複数年度にわたる場合の収益納付上限額は、当該年度ごとの収益納付上限額の総額とする。
- ③ 開発機関が実際の事業終了年度の本事業に係る交付申請日において、別表1のア及びイのいずれにも該当する中小開発機関であって、当該報告を行った年度の単体決算において、営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが赤字であること。

## 6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

## 7 開発機関の決定方法

- (1) 3の(1)及び(2)の開発機関は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、開発評価委員会における事業評価を踏まえることとする。
- (2) 3の(3)の開発機関の決定にあたっては、PMによる事業評価を踏まえることとする。

## 8 その他

3の(3)の開発機関については、5の(3)は適用しない。

別表 1

中小開発機関の定義

中小開発機関とは、開発機関（本事業において公募により採択された企業等をいう。以下同じ。）のうち、次のア及びイのいずれにも該当する会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社をいう。）をいう。

ア 次表第 I 欄の業種を主たる事業として営むものであって、第 II 欄及び第 III 欄に定める基準のいずれかを満たすこと。

I 主たる事業として営む業種	II 資本金基準 (資本金の額 又は出資の総 額)	III 従業員数基準 (常時使用する 従業員の数)
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2. から 7. までの業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業（5. 及び 6. の業種を除く。）	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当しないこと。

（ア）発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業（アに該当しないものをいう。以下同じ。）の所有に属しているもの。

（イ）発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めているもの。

## 別紙2

### 障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業 実施要綱

#### 1 目的

本事業は、実用的な支援機器の開発が促進されるよう、障害者等やその支援者、医療福祉専門職等の支援機器の使用者（以下「ニーズ側」という。）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者（以下「シーズ側」という。）のマッチングを図りながら支援機器開発を促進するとともに、製品化された支援機器の特徴や使い方等の情報を整理してユーザーに広く情報発信することにより、利用促進の更なる推進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及促進に関して知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「補助事業者」という。）。

#### 3 事業運営体制

ニーズを持つ障害者等の団体やシーズを持つ開発機関、研究者等、支援機器の開発及び普及促進を実施する行政等、支援機器・普及に関する専門的知見やネットワークを有する外部の委員により構成される企画委員会を開催すること。

#### 4 事業内容

##### (1) ニーズ・シーズマッチング強化事業

補助事業者は、障害者等の機器開発及び普及を促進する観点から、以下の①から②に掲げる取組を全て実施すること。

##### ① ニーズとシーズに関する窓口設置と相談対応

事業実施期間を通じて、ニーズ側とシーズ側の要望に応じ、相談やその他必要な支援を随時行うこと。具体的には、ニーズ側とシーズ側のマッチング、支援機器の開発や評価に協力が可能な施設等の紹介、障害者自立支援機器等開発促進事業等の開発補助に関する情報提供や助言等を行うこと。

##### ② 開発・普及を促進するための交流会開催

交流会は、参加者が参集しやすい会場にて、2日間以上開催することとし、障害者自立支援機器等開発促進事業により開発している支援機器の一般公開の場を設けること。

## (2) 支援機器普及啓発促進事業

補助事業者は、障害者等が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるような機器の特徴や使い方等を普及・周知することによる支援機器の活用の加速及び、日常生活の中から地域の潜在ニーズを発掘することによる、支援機器の開発の促進を図る観点から、次の①から④に掲げる取組を全て行うこと。

### ① 地域の支援ネットワークの構築

地域の関係各所が繋がり、障害者の課題に応じて連携する支援ネットワーク（以下、「支援ネットワーク」という。）を、構築すること。

その際、支援ネットワークには、下図のような団体間の連携を促し、障害者等がやりたいことを支援する機器を選択し、適切に活用できるような体制を構築すること。支援機器の開発においても、地域生活の中で課題を抱える障害者等やその支援者を中心としたインクルーシブな開発支援を進められる体制を構築することが望ましい。

また、既に構築されている地域の支援ネットワークについても、更なる拡大と連携強化のための支援を行うこと。



図：地域の支援ネットワークにて連携する機関及び団体等

### ② 支援ネットワークの活動支援

補助事業者は、地域で構築した支援ネットワークに対し、支援機器に関連する情報の提供に努めるとともに、支援ネットワークが実施する取り組みに対して取り組みに関する必要な支援を行うこと。

### ③ 全国の支援ネットワーク間の連携促進

補助事業者は、全国どこにいても障害者等が真に必要とする製品を適切に使用できるような支援が受けられるよう、支援ネットワーク同士が相互に機能を補完し、質の高い支援を提供できるよう働きかける。

また、支援ネットワークに所属する支援者向けの情報交換並びに連携促進を目的とした協議の場を提供すること。

### ④ 事業の周知

補助事業者は、事業実施により得られた好事例や知見、困難事例の対応例

等を集約し、関連するホームページ等に掲載することにより、事業の周知を図る。

## 5 報告

- (1) 本事業の実施にあたって、実施団体は自立支援振興室に対し、適宜、進捗状況を報告すること。
- (2) 補助事業者は事業終了後1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに事業報告書を作成し、自立支援振興室へ提出すること。当該報告書は厚生労働省のホームページに掲載するため、自立支援振興室が別途指示する方法により提出するものとする。

## 6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

## 7 補助事業者の決定方法

本事業の補助事業者は公募により決定するものとし、その決定にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業評価委員会における事業評価を踏まえることとする。